

羽村市いじめ防止対策推進条例の制定について

1. 概要

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための基本となる事項を定め、羽村市、学校及び学校の教職員、保護者の責務、地域住民の役割を明らかにし、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として条例を制定します。

2. 背景および目的

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、これを受けて羽村市教育委員会では、「羽村市いじめ防止基本方針」を策定し、市内全ての小中学校においても当該学校の実情に応じて、「いじめ防止の基本方針」を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るための体制整備に努めてきました。

しかし、全国的にも、市内においても、いじめの認知件数は増加傾向にあることから、改めて、市、学校、家庭、地域住民、その他関係機関等の連携により、社会全体でいじめの問題を克服するために、法律に基づいた基本理念やいじめ防止対策を定めた条例を制定します。

3. 条例（案）の構成

第1条（目的）	第9条（羽村市いじめ防止対策推進基本方針）
第2条（定義）	第10条（学校いじめ防止基本方針）
第3条（基本理念）	第11条（羽村市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会）
第4条（いじめの禁止）	第12条（羽村市教育委員会いじめ問題対策委員会）
第5条（市の責務）	第13条（羽村市いじめ問題調査委員会）
第6条（学校及び学校の教職員の責務）	第14条（秘密保持義務）
第7条（保護者の責務）	第15条（委任）
第8条（地域住民の役割）	付則

4. スケジュール

令和5年1月1日～1月31日	意見公募手続（パブリックコメント）の実施
令和5年2月	市議会定例会（3月）に議案提出
令和5年4月1日	施行

5. 条例制定に伴う例規の改廃等

- ①羽村市教育委員会いじめ問題調査委員会条例の廃止
- ②羽村市いじめ問題再調査委員会条例の廃止
- ③羽村市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会規則の制定
- ④羽村市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定
- ⑤羽村市いじめ問題調査委員会規則の制定、他

担当課

羽村市教育委員会生涯学習部学校教育課（内線 372）